



2026年7月3日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 柳 瀬 重 人
(コード番号：3856 東証スタンダード)
問 合 せ 先 : 人 事 総 務 本 部 IR・広 報 部 副 部 長 内 田 晋
電 話 : 0 3 - 6 8 1 0 - 3 0 2 8 (代 表)

調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ

当社は、2026年6月30日開示「調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、同日に外部専門家で構成される調査委員会（以下、「本委員会」という。）による調査報告書を受領しました。本委員会では、2025年3月31日付で当社と合併したAbit株式会社の過去の取引における実態のない法人に対する売上計上及び不良債権に係る会計処理への疑義に対し、事実関係の調査を実施いたしました。

本日、本委員会において、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から部分的な非開示措置を施した「調査報告書（開示版）」を受領しましたので、別添のとおり公表いたします。

記

1. 本委員会の調査結果について

本委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書（公表版）」をご覧ください。なお、当該調査報告書につきましては、本委員会において、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から、部分的な非開示措置を施したうえで公表しております。

2. 今後の対応について

当社は、本調査報告書において指摘された問題点を踏まえ、再発防止策を今後適時開示する予定の改善計画・状況報告書に盛り込み、今後当社グループ全般における内部統制の改善に取り組んでまいります。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上

Abalance 株式会社 御中

調 査 報 告 書

【公表版】

2026 年 6 月 30 日

Abalance 株式会社 社内調査委員会

委員長 平 井 太

委員 大 橋 大 輔

目次

第 1	社内調査委員会の概要	1
1	社内調査委員会設置の経緯	1
2	社内調査委員会の受嘱事項	2
3	社内調査委員会の構成及び独立性等	2
4	調査手続及び結果の概要	2
	(1) 調査期間	2
	(2) 調査対象期間	2
	(3) 実施した調査手続の概要	3
	(4) 本件取引に係る調査結果の概要	3
	(5) 件外調査結果の概要	4
5	本件取引の特徴と任意調査の限界（ディスクレーマー）	4
第 2	本件取引に係る調査の結果	5
1	本件取引の概要及び調査の経緯	5
2	客観資料・客観状況から明らかな事実	6
3	本件取引の実態に係る関係者の供述内容及びこれを踏まえた当委員会の認定	13
	(1) 甲氏の供述内容及びその評価	13
	(2) 甲氏以外の社内関係者の供述内容及びその評価	15
	(3) 丙氏の供述内容及びその評価	16
	(4) 本件取引の実態についての当委員会の認定	17
4	当時の会計処理に係る評価及び影響額	19
	(1) 当時の会計処理に係る評価	19
	(2) 当社連結財務諸表に与える影響額	19
5	当委員会において指摘すべきと考えた問題点	20
第 3	件外調査の結果	22
1	件外調査手続の概要	22
2	各手続の内容	22
	(1) 確認状の送付	22
	(2) 売上に係る証憑確認	22
	(3) 外注費に係る証憑確認	23
3	件外調査の結果	23

第 1 社内調査委員会の概要

1 社内調査委員会設置の経緯

Abalance 株式会社（以下「当社」という。）は、2025 年 9 月 2 日、当社の過去の有償支給取引に係る調査等を実施する必要があるものとして、第三者委員会（以下、単に「**第三者委員会**」という。）を設置した^[1]。第三者委員会においては、過去の有償支給取引に係る調査等の複数の受嘱事項^[2]についての調査が実施され、並行して受嘱事項に関連する当社役職員へのデジタル・フォレンジックも実施されていた。当社は、同年 12 月 17 日にその調査結果を記した調査報告書を受領し、以降、「第三者委員会の調査結果報告書に対する検証委員会」（以下、単に「**検証委員会**」という。）を設置して第三者委員会の調査の適否等を検証しながらも、第三者委員会から指摘を受けた事項に関する会計上の影響に係る自主点検や第三者委員会から提言を受けた再発防止策の策定・実行に取り組むなど、当社の社会的信頼を回復するための歩みを続けていた。そうしたところ、2026 年 4 月 21 日、当社の会計監査人である有限責任中部総合監査法人（以下「**現監査人**」という。）から、現監査人が第三者委員会から共有を受けたデジタル・フォレンジックの資料^[3]の確認を実施している中で、当社が過去（2019 年 6 月期及び 2020 年 6 月期）に売上計上した当社の IT 事業^[4]に係る取引（以下「**本件取引**」という。）に関し、実態のない取引であったという疑義を示唆する結果の記載が確認されたことから、その事実関係を調査すべきであるなどと指摘を受けた。

当社は、このような指摘や、当社が現在置かれている状況（すなわち、前記の

¹ 正確には、2025 年 8 月 12 日付け当社取締役会において第三者委員会設置の決議がなされ、同年 9 月 2 日付け当社取締役会において第三者委員会の各委員が選任された。

² 2025 年 9 月 2 日付け「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」によれば、その「調査対象範囲」として、「監査等委員会による 2024 年 3 月 13 日付調査報告書に対する再調査」、「大和町太陽光発電所に係る減損及び申請書類に対する調査」、「関連当事者取引に関する調査」、「類似事象の有無の調査」、「当社の連結財務諸表等への影響額の算定」、「原因究明と再発防止策の提言」、「その他、委員会が必要と認めた事項」が記載されている。

³ 当該資料は、デジタル・フォレンジックにより検出されたメール等のレビュー結果をまとめた資料であったとのことである。当該資料については、第三者委員会から現監査人に共有された一方で、当社や検証委員会に対しては、当社・検証委員会から第三者委員会に対する共有依頼がなされたものの共有されていなかったとのことであり、当委員会においてもこれを入手できていない。

⁴ 当社の IT 事業は、2019 年 10 月 1 日に設立された当社の元連結子会社・Abit 株式会社（以下「**Abit**」という。Abit は、2025 年 3 月 31 日付けで当社と吸収合併して消滅した。）に当社から引き継がれて展開されていたため、本件取引に係る売掛金等は、当初、当社において計上されたのち、Abit の設立とともに Abit に承継されて計上されていた。そのため、本報告書においては、本件取引の主体等に関し、当社と Abit を併せて「**当社グループ**」と呼称することがある。

とおり当社の社会的信頼を回復するための途上にあるという状況)を踏まえ、当該調査については、客観的かつ独立した立場から実施すべきという判断の下、2026年4月27日、外部の専門家で構成される調査委員会(以下「当委員会」という。)を設置し、当委員会に対し本件取引の調査等を委嘱した。

2 社内調査委員会の受嘱事項

当委員会の受嘱事項は、以下の3点である。

- (1) 本件取引の実態解明
- (2) 当社グループのIT事業における本件取引の類似事案等の有無の調査
- (3) 前記(1)ないし(2)が当社の連結財務諸表に与える影響額の算定

3 社内調査委員会の構成及び独立性等

当委員会の構成は以下のとおりであり、補助者として株式会社アカウンティング・アドバイザー所属の公認会計士2名を選任して調査業務に当たらせた。

委員長 平井 太

(弁護士：株式会社アカウンティング・アドバイザー)

委員 大橋 大輔

(公認会計士：株式会社アカウンティング・アドバイザー)

当委員会の委員及び補助者は、当委員会設置以前、当社又はその子会社と何ら契約関係等はなく、特段の利害関係はない。

4 調査手続及び結果の概要

(1) 調査期間

当委員会は、2026年4月27日から同年6月29日までの間、受嘱事項に係る調査(以下「本調査」という。)を実施した。

(2) 調査対象期間

調査対象期間は、2019年6月期から2025年3月期まで(2018年7月1日から2025年3月31日)の6会計期間⁵⁾である。

⁵⁾ 当社は、2024年7月1日開始の事業年度から、決算月を3月とする会計期間の変更を行った。

(3) 実施した調査手続の概要

当委員会は、当社から受領した関連資料・会計データの閲覧・分析を実施したほか、社内外の関係者に対するヒアリングを実施した。ヒアリング実施対象者の一覧は、以下のとおりである。

番号	氏名	所属・役職等 (2019年10月1日当時)	実施日
1	甲氏	Abit 代表取締役社長	5月20日
2	C氏	当社財務担当シニアゼネラルマネジャー	5月15日
3	B氏	当社管理本部副本部長	5月14日
4	D1氏	Abit 従業員	5月17日
5	A氏	当社取締役	5月21日
6	E1氏	アスカ監査法人 ^[6]	5月18日

この点、当委員会は、甲氏と並んで本件取引の主要な関係者である乙氏及び丙氏の2名についてもヒアリングの実施を試み、協力を依頼したが、いずれも謝絶され、両名のヒアリングは実現に至らなかった^[7]。

なお、当委員会は、受嘱事項が限定的であることやその他費用対効果の観点^[8]から、当委員会の調査においてデジタル・フォレンジックを実施することはしなかった。

(4) 本件取引に係る調査結果の概要

本調査において、本件取引の実態解明には至らなかったものの、当委員会は、本件取引については経済実態を欠くものであり、これによる売上計上等は不適切な会計処理であると判断した。

他方、本件取引に基づく売上計上等が意図的な不正処理であると断ずるには至らなかった。

⁶ 当社の前任の会計監査人であったアスカ監査法人であり、以下「前任監査人」という。

⁷ 丙氏については、ヒアリングは謝絶されたものの、ヒアリング実施に係る協力依頼の電話での遣り取りにて同人から本件取引に関する一定の回答を受けることができた。

⁸ 本件取引は、主として社外関係者によって主導された取引であることが明らかといえるところ、その実態を示す核心的なデータが社内データとして存在する可能性は低いと考えられた上、また、当時当社内において本件取引の実態をもっとも把握していたであろう甲氏のメールアドレス等が、甲氏が既に退職していたことから残されていなかったことから、当委員会は、デジタル・フォレンジックを実施したとしても当委員会の受嘱事項である「本件取引の実態解明」に大きく寄与する資料が検出される可能性は高くないものと判断した。

(5) 件外調査結果の概要

本調査の結果、調査対象期間において、IT 事業及び Abit で計上された売上取引については、本件取引以外に取引の実態に疑義のある取引は検出されなかった。

5 本件取引の特徴と任意調査の限界（ディスクレーマー）

本調査は、強制力のない任意調査であり、そのため、前記のとおり、本件取引に係る主要な人物のヒアリングなど実施できなかった調査手続があり、強制力を伴う機関等によるさらに深度ある調査がなされた場合には本調査の結果と異なる事実認定がありうる点などに留意されたい。とりわけ、本件取引は、(詳細については後述するが) その仕組みの構築及び実行において社外関係者が主導したとみられる側面が多分にある取引であり、社内調査・任意調査によってこれを解明することが困難な部類の事案であると考えられる。そのような本件取引の特徴もあり、本調査においては、その実態を解明することはできなかった。

第2 本件取引に係る調査の結果

1 本件取引の概要及び調査の経緯

本件取引（主な時系列については別紙1参照）は、当社が、2019年3月頃、社団法人丙から「lpwa^[9]管理システムプロトタイプ構築作業」を3,000万円（税抜）で受注した案件であり、当社は受注案件に係る構築作業を乙氏が代表取締役を務める乙社^[10]に2,700万円（税抜）で外注していた。

この点、当社の経理規程上、受注額300万円以上のシステムインテグレーションサービスに係る収益認識については工事進行基準が適用されることとされており、本件取引についても、工事進行基準によって収益認識がなされていた。そして、本件取引に関しては、当社から乙社に対する外注費を2019年6月に1,800万円（税抜）、2019年7月に450万円（税抜）、合計で2,250万円（税抜）計上したことから、当社においては、計上された外注費の金額に応じて、2019年6月に2,000万円、2019年7月に500万円の社団法人丙向けの売上が計上されていた。なお、本件取引は、当社のIT事業が、2019年10月1日付で設立された当社の元子会社であるAbitに引き継がれたことにより、以降はAbitにおいて管理されるようになった。

以上が本件取引の概要であるが、このような本件取引に関し、第三者委員会のメールレビューのサマリにおいて、その実態に疑義を差し挟む内容のメールアドレスが検出されていたとのことである。その具体的な内容は、Abitにて計上され未回収となっていた本件取引の売掛金の回収方法に関して、当時^[11]Abitの代表取締役であったC氏がB氏に対し

社団法人丙の債権譲渡について、これまで■■■■法律事務所、個人の弁護士、貸金業者等に打診したが、いわゆる架空債権を譲受することはコンプラ上、引き受けできないとの回答で全てアウトです。

いずれにせよ、架空債権がネックなので簡単には処理できない案件。などと記載したメールを送信し、当該売掛金を「架空債権」と呼称している遣り取りであった^[12]。そして、当該メールアドレスの内容を確認した現監査人が、冒頭の疑義を抱くこととなった。

⁹ 「LPWA」とは、Low Power Wide Area-networkの略称であり、省電力（Low Power）と長距離通信（Wide Area network）を兼ね備えた通信技術の総称である。LPWAには、電力の消費が少ない、電力がない場所での電池運用も可能、長距離通信が可能などの特徴があるとされる。

¹⁰ 2019年7月18日付け社名変更前の法人名称は「株式会社■■■■」であるが、本報告書においては区別せず「乙社」と呼称する。

¹¹ 当該メールの送信日付は2021年5月20日である。

¹² 第三者委員会においては、Abitに係る取引が第三者委員会の委嘱事項外とされたことなどから、本件取引についての調査はなされなかったようである。

2 客観資料・客観状況から明らかな事実

ア 当社の IT 事業について

当社は、IT 事業を行う事業会社「株式会社リアルコミュニケーションズ」(2001 年 2 月に「リアルコム株式会社」に社名変更された。)として 2000 年に設立され、2007 年にマザーズ市場に株式上場していた。その後、当社は、2011 年に WWB 株式会社 (以下「**WWB**」という。)を子会社化して以降、IT 事業に代わって太陽光パネル製造事業やグリーンエネルギー事業を主要な事業として展開するようになり、IT 事業は年々縮小傾向にあった^[13]。このような中、2019 年当時の甲氏は、当社取締役として、IT 事業を所管する立場にあった。

なお、本件取引については、当社内においては、専ら甲氏が担当し、甲氏以外の当社取締役又は従業員はほとんど関与していなかったものと認められる。

イ 本件取引の「受注」

甲氏は、2019 年 3 月 29 日付け財団法人丁^[14]名義の注文書入手し、これに基づいて本件取引を当社システムに登録した。同注文書に記載された概要は、以下のとおりである。

品名	航空部品 lpwa 管理システムプロトタイプ構築作業
金額	3,000 万円 (税抜)
期間	2019 年 4 月 1 日～2019 年 7 月末日
作業場所	財団指定場所
納入物	作業報告書、及びプロトタイプ成果物
納入期限	2019 年 7 月末日
支払条件	2019 年 7 月末日、翌月末日支払

なお、甲氏は、当該注文書とともに、これを「現在登記中の一部事業承継社団法人にて引き継ぎ、注文書の差し替えを予定している」などと記載された「覚書」と題する財団法人丁名義の書面を入手していた。

その後、甲氏は、2019 年 5 月 30 日付け社団法人丙名義の注文書^[15] (以下「社

¹³ 2012 年 6 月期には当社の年間売上高の約 22.85%を占めていた IT 事業の売上高は、2019 年 6 月期には約 2.88%にまで落ち込み、さらに同期の従業員数は 3 名程度となっていた。

¹⁴ 財団法人丁は、2017 年に設立された法人であるが、2023 年に解散している。

¹⁵ 社団法人丙注文書の内容は、発注者を除いては財団法人丁の注文書と同様であるが、期間や納入期限等が 2019 年 8 月末とされていた。また、社団法人丙注文書には、社団法人丙の代表理事として丙氏の氏名が記載されており、所在地として東京都中央区内のテナントビルが記載されていたが、当委員会が同テナントビルを管理する不動産会社に問い合わせたところ、社団法人丙という名称の法人・団体が同テナントビルに入居していた事実は認められないとのことであった。また、本調査においては、社団法人丙の法人番号や登記事実等を確認することはできなかった。

団法人丙注文書」という。)を入手し、これにより、本件取引の顧客・売上先が社団法人丙であると整理された。

なお、甲氏は、本件取引に関し、財団法人丁及び社団法人丙のいずれとも契約書類を取り交わしておらず、社団法人丙注文書のほかに顧客との間における本件取引の合意内容を示す証憑類は存在しなかった。

ウ 本件取引の「外注」及び「外注費」の支払い

他方、甲氏は、以下の内容の2019年3月28日付け乙社名義の見積書を入手し、これと同内容の発注書を乙社に対して発行した。

件名	航空部品 lpwa 管理システムプロト構築
金額	2,700 万円 (税抜)
期間	2019 年 4 月 1 日～2019 年 7 月末日
作業場所	御社指定場所
納入物	作業報告書、及びプロトタイプ成果物
納入期限	2019 年 7 月末日
支払条件	2019 年 4 月 5 日 14,580,000 円、 2019 年 6 月末日 7,290,000 円、 2019 年 8 月末日 7,290,000 円 (各税込)

さらにその後、時期は不詳であるものの、甲氏は、2019年3月28日付け乙社名義の見積書3通を入手していたところ、当該3通の見積書は、上記の支払条件を変更する趣旨のものとみられ、

- ・1通目(税込19,440,000円分)の支払条件として「2019年4月5日 14,580,000円、2019年7月5日 4,800,000円 (各税込)」、
- ・2通目の支払条件として「2019年8月9日 4,860,000円 (税込)」、
- ・3通目の支払条件として「2019年9月6日 4,860,000円 (税込)」

と記載されていた。

当社は、当該変更後の支払条件に基づき、乙社に対し、2019年4月5日に1,458万円(税込)、同年7月5日に486万円(税込)、同年8月9日に486万円(税込)を乙社の口座に振り込んで支払った。なお、乙社からは、期間を2019年4月1日から同年6月28日とする「作業報告書」と題する書面が当社に提出されており、作業概要として「lpwa コアエンジン選定作業」、「Wiss スキルトランスファー」、「Wiss 試験環境構築」、「スタディプロジェクト対応」などと記載されているものの、その内容についての詳細な記載はなされておらず、その作業内容の詳細が当該作業報告書の記載から一見して明らかとはいえない状況であ

った^[16]。

このような外注費の支払い及び費用計上により、本件取引に係る構築作業の進捗度が上がり、工事進行基準に基づき 2019 年 6 月に 2,000 万円、7 月に 500 万円の売上が当社において計上された。こうして計上された売上の見合いとしての売掛金合計 2,500 万円（税込 2,700 万円）については、2019 年 10 月 1 日付で当社の IT 事業を引き継いだ Abit（代表取締役には甲氏が就任）において計上されていた。

エ 本件取引が社内において問題とされた経緯

本件取引については、その後、外注費の残額 450 万円（税抜）が当社グループから乙社に支払われることなく（したがって本件取引に係る構築作業が完了することなく）、社団法人丙向けの売掛金が当社グループから社団法人丙に対して請求されることもなく経過し、2020 年 6 月期末に至った。この点、前記のとおり、本件取引の納期が 2019 年 8 月末とされていたにもかかわらず、その進捗・完了が見込まれていなかったことから、同期の会計監査の際やそれ以降において、本件取引の進捗及び完了時期、ひいては進行基準売上計上の適否が前任監査人から問題視されることとなった。

甲氏は、2020 年 8 月 7 日、前任監査人の会計監査に対応していた当社経理担当者から「社団法人丙より債権が有効であるという言質をメールでも構わないので取ってほしい」などと依頼を受け、社団法人丙の丙氏より本件取引の進捗報告に係るメールを同日に受信したとして、下記のとおり、これを当社経理担当者に転送した。

【甲氏が当社経理部担当者に宛てたメール】

お疲れ様です。

ご依頼の社団法人丙より債権が有効であるという言質をメールでも構わないので取ってほしいということですが、下記のメールを頂きました。

ポイントは

- ・社団法人丙 の代表理事である丙氏からメールを受領した。
- ・中断している責任も先方で感じている
- ・発注は有効である

という言質はとっているつもりです。

こちらの意図と異なる点は、発注したものを切り替えていくという点でここが監査法人に納得されるかどうかと思いますが、現時点では社団法人丙の債権という認識はしているが後々は機構変更により別で引き継ぎで行くとい

¹⁶ 甲氏によれば、乙社による「作業内容」の詳細やそれが適正なものであるかなどに関し、甲氏においてこれを確認しうるだけの知見がなく判断できないとのことであった。

うことを明言しているだけで他意はないが、必ず今後も社団法人丙として活動するわけではないので、この文言をいれたいということでした。

交渉しましたがメールとはいえ正式見解なので明記しておきたいとのこと。

先方が譲れなかったポイントとしては、総務省の外部団体である社団法人丙はコロナ禍により方針を転換している。

これは社団法人丙はASEAN諸国の優秀な人材を日本に招き、教育と総務省主導の規格をOJTを通して身に付け自国に帰国後広げてもらいたいという活動をしていましたが、コロナ禍により諸外国との入出国が制限されるなか、後者は難しいと判断した。このOJTは弊社が先行で開発や導入に関わり問題点の抽出と課題解決を先行し、受け入れたASEANお人材へのOJTの教材とする予定でした。

この結果、社団法人丙の規格を作る部分に関しては、同じく総務省の外部団体の■■■■か■■■■へ移管することになっています。

営業活動というのは、社会実装を行うパートナーの自治体を決めることを指しており、ここも現在、■■■■、■■■■、■■■■（注：複数の地方公共団体名が列挙されている。）などが候補になっているものの、緊急事態宣言で移動が制限されていたこともあり、遅れているという意味です。

これ以上はちょっと難しいと思いますので、これで監査法人の対応をお願いします。

【甲氏が転送したメール】

甲様

丙です

お世話になっております。

昨年度発注予定でしたシナプス基盤プロトタイプシステム開発の件

各方面との調整が遅れ、なかなか実行できず心苦しい次第でございます

この度発注主である社団法人丙が■■■■専念の為■■■■株式会社もしくは株式会社■■■■に切り替えさせていただき進めてまいりたいと考えております

コロナ禍ではございますが問題解決を行い引き続き営業活動を続けていきますので宜しくお願いいたします

当該メールの記載の趣旨の詳細は明らかではないものの、少なくともこの時点において、当初「航空部品lpwa管理システムプロト構築」とされていた本件取引の内容を「シナプス基盤プロトタイプシステム開発」に変更することが検討され、かつ、発注者についても社団法人丙から別法人に変更することが企図され

ていたようである。

甲氏から当社経理担当者に対しては、このような丙氏からのメール記載の状況をもって前任監査人に対し社団法人丙向け売掛金が「有効である」旨を説明するようにとの依頼がなされたものの、前任監査人は、当社に対し、本件取引の進捗見込み等を確認するために社団法人丙担当者との面談を要請した。そのため、2020年9月28日、当社において、社団法人丙の丙氏と前任監査人のE1氏との面談が実施された。その際、丙氏からE1氏に対し、本件取引について進捗及び完了する見込みがある旨の回答がなされた。

他方、2020年8月21日に甲氏に代わって^[17]Abitの代表取締役となったC氏は、売上計上後1年以上も未回収となっていた本件取引の売掛金の回収の可否等について問題視するようになっていた。これに対し、甲氏は、社団法人丙から段階的に売掛金の回収が可能であり、まずは800万円の回収がある旨を説明するとともに、2021年1月5日、社団法人丙の丙氏より800万円の請求書を発行してほしい旨のメールを2020年12月29日に受信したとして、下記のとおり、これを当社経理部担当者及びD1氏に転送した。

【甲氏が当社経理部担当者及びD1氏に宛てたメール】

明日、年始の挨拶で会うので詳細は確認しますが、支払いの第一弾の請求書発行依頼がきましたので共有します。

納品物などは不用で請求書のみ、メール添付で送って欲しいそうです。

【甲氏が転送したメール】

甲様

いつもお世話になっております。

社団法人丙 丙です

遅くなりましたが、既案件につき

まずは下記条件にてご請求頂きたく

宜しく願いいたします。

金額（税抜き） 800万円

支払期日 2021年1月末日

もともと、後記のとおり、当社グループにおいては本件取引の売掛金の一括回収を図る方針が採られたため、結局、当社グループから社団法人丙に対して当該800万円の請求書が発行されることはなかった。

オ 本件取引の売掛金又は既払いの外注費の回収に向けた動き

2021年1月18日、甲氏に本件取引の概要や遅延理由を説明させるとともに、

¹⁷ 以降、甲氏は、WWB所属となった。

本件取引の売掛金回収のための方針を検討することを目的として、当社において、打合せが実施された。同打合せには、甲氏、C氏、B氏、D1氏、Abit従業員であった■■氏のほか、A氏、K氏（当時・当社代表取締役社長）及びL氏（当時・WWB代表取締役社長）が参加した。

同打合せにおいては、甲氏から、本件取引の商流が当初とは異なるかたちに変更されており、社団法人丙に対する発注主は当初想定されていた大手航空会社ではなく農業関係の事業者に変更されたこと、本件取引の遅延理由は「米国の横やりにより国の方針がブレてなかなか決まらないうちにコロナ禍がはじまり交流や往来の制限により遅延した」ためであることが説明され、さらに社団法人丙に対する売掛金については、2021年1月末に800万円、同年3月末に1,400万円、同年6月末に800万円を社団法人丙に請求して回収する予定である旨が説明された。また、甲氏からは、本件取引の作業実績については乙社による作業報告書があるのみで、具体的な納品物はなく、作業報告書につき社団法人丙側に確認してもらってはいるものの、社団法人丙側がこれを確認したことを示す証拠がない旨が説明された。当該打合せの出席者は、このような甲氏の説明に納得しなかったものと思われ、同打合せにおいて、以下の方針が定められた。

- ・社団法人丙、乙社それぞれの責任者を交えて三社面談を行う
- ・契約書を正しく締結し、債権債務の在り方を明らかにする
- ・社団法人丙に対し、（先方の提示した1月末800万円請求ではなく）全額請求を行う基本方針とする

こうして、甲氏以外の当社グループ関係者において、まずは丙氏との面談を実施することとなり、同面談は、2021年1月27日、当社において実施された^[18]。当該面談の議事録等は残されていないものの、丙氏は、同面談において、上記の2020年12月29日付けメール（800万を請求してほしい旨のメール）については、乙社の乙氏の指示で書かされた旨を説明するなどし、当社グループへの支払意思がない旨を述べた。

C氏らは、丙氏の面談を受けて、社団法人丙からの売掛金の回収を諦め、乙社に対して支払い済みの外注費2,430万円の返還を求める方針に変更することとし、2021年2月1日頃、乙氏から、以下の内容の「お詫びとお願い」と題するAbit宛の書面を取得した。

¹⁸ 丙氏との面談実施に当たり、C氏は、2021年1月25日、甲氏に対し、社団法人丙の所在地及び電話番号を教えてほしい旨をメール送信した。これに対して甲氏が「連絡はついたのですが、住所と電話番号について確認はとれていません。明日、訪問させて頂いた際に説明させて頂くという回答しか引き出せませんでした。」と返信があったことから、C氏は、B氏らに対し「社団法人丙の住所も電話番号も聞き出せないとの摩訶不思議な報告が、丸2日経過して、甲さんからメールが有りました。」などと、社団法人丙の実在性に疑問を抱いていたと考えられるメールを送信していた。

社団法人社団法人丙との発注案件につきまして、当初予定の 4 案件にてサービスインに向けた着手ができないとなった後、サービスインに繋げる適用案件を社団法人丙殿とともに模索して参りましたが、なかなか見つからず、また、新型コロナの影響もあり、そのサービスイン適用案件探しもままならない状況が継続しておりました。

その状況を受け、先般、貴社より弊社に対し道義的責任を問われる場面もありました。

弊社としては、様々な状況を鑑み、当該プロジェクトの継続は困難であると判断致しました。

当然、弊社からの紹介にて立ち上がったプロジェクトであること、弊社のみお支払いを受けている状況であることの道義的責任を取るべく、深くお詫びするとともに、お支払い頂いたものにつきましての返還を含めた調整に入らせて頂きたい、ここにお願い申し上げます。

さらに、C 氏らは、同月 24 日、乙社（乙氏）との間において

- ・乙社が Abit に対し、本件取引に係る既払いの外注費 2,430 万円（税込）の返還義務を負うこと
- ・乙社が Abit に対し、乙社が「不法にその報酬の支払を受けたことにより」当社及び Abit が被った損害の賠償義務として 400 万円の支払義務を負うこと
- ・上記合計 2,830 万円の支払義務については、2021 年 3 月末日までに 1,600 万円、同年 4 月末日までに 830 万円、同年 8 月末日までに 400 万円を指定口座に振り込んで支払うこと

を内容とする「債務の承認および弁済に関する契約公正証書」を公証役場にて取り交わした。

もともと、このような公正証書の作成にも関わらず、Abit において乙社に対する債権の計上はなされず、乙社も、指定の期日までに前記外注費の返還又は損害賠償の支払いを実施しなかった。

カ 甲氏の退職と甲氏からの金銭回収

C 氏らは、乙社からの金銭回収も困難であると考え、本件取引の担当者であった甲氏に対し、当社から乙社に支払われた税込 2,430 万円と同額の支払いを求める方針に変更することとした。

甲氏は、最終的にこれを了承するとともに、2021 年 4 月 9 日、当社（正確には WWB）を退職した。

冒頭に記載した、現監査人による本件取引に係る指摘の契機となった 2021 年 5 月 20 日の C 氏と B 氏とのメールの遣り取りは、甲氏の退職後に、本件取引に

おける社団法人丙向け売掛金をどのように処理すべきかという点についての議論であった。

その後、C氏は、2021年6月22日、本件取引を「包括的に解決すべく」、甲氏がAbitに対し、2021年6月25日に2430万円を支払う旨が記載された「支払書」と題する書面（以下、単に「支払書」という。その内容は、別紙2のとおりである。）を甲氏から取得するとともに、同月23日、甲氏から、Abit指定の金融機関口座に2,430万円の振込送金を受けた。

Abitは、2021年6月に、当該甲氏からの2,430万円の入金を社団法人丙に対する売掛金2,700万円（税込）の回収の一部に充当するとともに、同売掛金の残額270万円については、貸倒損失として処理した。

このような甲氏からの金銭回収及び本件取引の顛末・整理に関し、2021年7月28日付けAbitの取締役会議事録（以下「本件議事録」という。）^[19]には、「一般社団法人社団法人丙からの『lpwa システムプロトタイプ構築作業』受注取引にかかる金270万円の損失計上の件」として上記の処理がAbit取締役会において承認された旨が記載され、さらに「甲氏において、下請業者の業務履行状況の確認が不十分であったことなどについて、取締役としての責任を否定できないという観点から、乙社への実際の支払額の範囲において、本来本件取引が完了するのであれば社団法人丙から当社に支払われるはずの業務委託報酬の一部を当社に補填することで本件取引に係る問題を最終解決する」などと、本件取引の進捗管理等について甲氏に責任があったものとして、甲氏から回収した金銭を上記売掛金の補填に充てる旨の記載がなされていた。

3 本件取引の実態に係る関係者の供述内容及びこれを踏まえた当委員会の認定

(1) 甲氏の供述内容及びその評価

本件取引の実態に係る甲氏の供述の要点は、以下のとおりである。

- ・甲氏と乙氏とは、本件取引以前からの知り合いであり、甲氏と丙氏とは、本件取引の発注者として乙氏から紹介を受けて知り合った。
- ・丙氏から、当時世界で競争状態にあったLPWAのスタンダードとなる規格の開発を進め、そのシステムを普及させ、それを扱える人材を育成するといった構想の説明を受け、当社のIT部門としてもLPWAに関するノウハウ

¹⁹ 本件議事録には、出席者として、C氏、B氏のほか、L氏、I氏らの氏名が記載されている。なお、Abitが設立され存続していた2019年10月1日から2025年3月31日までの間、当該議事録を除き、Abitの取締役会議事録が作成・保存されていなかった。

取得等を検討していたことから、本件取引への参画を決定した。

- 本件取引は、大手航空会社が発注元である航空機部品の交換技術の開発に係る取引であり、実態を伴う取引であったと認識している。もともと、丙氏側が大手航空会社から受注し、これを乙氏（乙社）に外注する予定とのことであったが、丙氏側と乙社との間に当社を入れてもらうこととなった。
- 本件取引の発注者は、当初、財団法人丁であったが、丙氏から、本件取引の内容と財団法人丁の性質が合致しないことから、発注者を財団法人丁から社団法人丙に変更したいとの話があり、社団法人丙が発注者となった。社団法人丙については、実在する法人であると認識していた。
- その後、丙氏から、大手航空会社が本件取引に係る技術導入計画を一時停止した旨の説明を受け、本件取引の完了が遅延することとなった。
- さらにその後、丙氏から、本件取引の納入先の変更を検討する旨の説明（■■■■県内の廃棄物の不法投棄を抑止するための監視カメラの駆動技術として導入するなど、複数の商流に係る説明があった。）を受けていたものの、最終的に代替となる納入先が確定することはなかった。
- 当社に対する 2,430 万円の支払いについては、乙氏から立替払いの依頼を受けたため、甲氏が保有していた当社ストックオプションを行使・処分して得た金銭を原資として、Abit に振り込んだ。
- 当該 2,430 万円については、その後、乙氏から 3 年ないし 4 年をかけて分割返済を受け、全額回収した。

上記のとおり、甲氏の説明は、概して、本件取引につき経済実態を伴うものであったと認識しており、その旨の乙氏・丙氏の説明を信じていたというものであった。加えて、甲氏は、甲氏が当社（Abit）に対して支払った 2,430 万円について、乙氏から全額返済を受けた旨を述べており、実際、当委員会が甲氏から提出を受けた甲氏個人名義の金融機関口座の取引明細によれば、別紙のとおり、乙氏側から甲氏への合計 2,430 万円の振込入金の実事が確認された（うち 595 万円は乙氏個人から、うち 1,725 万円は戊社^[20]から、残り 110 万円は己社^[21]からの振込入金である。）。

この点、上記振込入金の本件取引に係る乙社（乙氏）から甲氏への返済の趣旨であるかどうかまでは客観的に確認できていない上、仮に甲氏が乙社に代わって当社（Abit）に返済し、弁済代位したというのであれば、甲氏への返済は乙社からなされるはずであり、（乙氏個人からの振込入金は措くとしても）甲氏が戊社（又は社名変更後の己社）から返済を受ける趣旨は明らかでない。他方で、上

²⁰ 乙氏は、戊社の名刺で活動していたことなどが確認されているため、同社からの振込入金と思料される。甲氏によれば、乙氏は同社の株主とのことである。

²¹ 戊社が 2023 年 5 月 16 日付けで社名変更した己社からの振込入金と思料される。

記金融機関口座の取引明細が、乙氏から全額返済を受けた旨の甲氏の供述を裏付ける客観資料であることは否定し難いものと考えられる。

そして、このような金銭の流れを前提とすれば、本件取引につき経済実態を伴うものである旨の乙氏・丙氏の説明を甲氏が疑うことなく信じて本件取引を進めたものの、本件取引の進捗が見込めなくなったことから当社からの求めに応じて当社からの外注費の支払相当額を乙社（乙氏）に代わって返済し、その後、乙氏側からその返済を受けたという甲氏の供述の主要部分については、明らかに不自然な点は見当たらないと考えられる。

もともと、当委員会は、そのような甲氏の供述を前提としても、甲氏が丙氏から説明を受けたとする本件取引の内容については、具体的な取引内容が曖昧・不明確であること、取引内容や発注元に係る説明が大きく変遷するなど不自然であること、通常の取引であれば備わっているはずの資料・証憑等がないことなどから、経済実態を伴うものとは認められないと考えた（この点についての当委員会の意見の詳細は、後述する。）。

（２）甲氏以外の社内関係者の供述内容及びその評価

当委員会がヒアリングを実施した、甲氏以外の社内関係者は、C氏、B氏及びD1氏の3名^[22]であるところ、これら3名の本件取引の実態についての認識に係る供述は概ね同様であった。すなわち、これら3名の述べるところは、本件取引の実態につき不審を抱いていたものの、結局、その詳細はよく分からないままであり、そのため、架空取引等の不正な行為であるとまでの認識を有していたわけではなかったというものである。

確かに、客観資料等からは、甲氏がC氏らに対し、一貫して、本件取引を実態のある取引であると説明していたことが窺われ、C氏らにおいて、本件取引が架空取引であるなどと明確に認識しうる契機はなかったものと考えられる。そして、前記「客観資料・客観状況から明らかな事実」から、甲氏以外の社内関係者が本件取引の実行等にほとんど関与していないことは明らかといえるところ、当委員会は、これら甲氏以外の社内関係者の供述によって本件取引の実態を解明できないことは明白であると考えた。

なお、C氏及びB氏は、2021年5月20日付けメールにおいて、本件取引に係る社団法人丙向け売掛金を「架空債権」などと呼称しているものの、両名によ

²² 当委員会は、A氏のヒアリングも実施したが、A氏の本件についての供述は、概して「覚えていない」というものであった。この点、A氏がC氏らから本件取引に関し一定の報告を受けるなどしていたことは推認されるころではあるものの、A氏が本件取引やこれに関する金銭回収に主体的に関与したような事情は見当たらず、当委員会は、当該「覚えていない」旨のA氏の供述に特段不自然な点は見当たらないものと考えた。

れば、これは架空取引に基づく債権という意味合いではなく、回収不能な債権という意味合いで用いていたとのことである。C氏及びB氏の当時の認識、すなわち、本件取引につき架空取引等の不正な行為であるとの確信まで抱いていなかったものの、その実態に不審を抱いていたという両名の当時の認識に照らせば、両名が当該売掛金を「架空債権」と呼称することも不自然とはいえず、当委員会は、このようなメールのやり取りと「架空取引等の不正な行為であるとまでの明確な認識を有していたわけではなかった」旨の両名の供述は、矛盾するものではないと考えた。

(3) 丙氏の供述内容及びその評価

前述のとおり、当委員会は、丙氏からヒアリングの実施につき謝絶されたものの、本件取引に関する一定の回答を受けることができた。その要点は、下記のとおりである。

- ・乙氏や甲氏との間でビジネスの話を進めていたことはあったが、丙氏側から当社に対し、何らかの業務を発注したという認識はない。
- ・社団法人丙という法人は存在せず、社団法人丙名義の注文書を作成・発行したことはない。
- ・前記前任監査人との打合せ（2020年9月28日付けのE1氏との打合せ）については、甲氏の依頼に応じ、甲氏から言われたとおり（話を合わせて）、一定の時期をめぐりにビジネスを進める旨の説明をした。
- ・本件取引に関する丙氏から甲氏に宛てたメールデータが残っているとすれば、それは甲氏から依頼された内容をそのまま記載して送付したものに過ぎず、丙氏において、メールに記載されたとおりの認識を有していたわけではない。
- ・前記当社関係者との打合せ（2021年1月27日のD1氏らとの打合せ）においては、（丙氏側と）当社との間に何ら契約関係が存在しないことを説明した。

このように、丙氏は、本件取引の発注事実を否定し、その旨を当社との打合せにおいて伝えた旨を述べている。もっとも、このような供述は、D1氏の供述や客観的状況と整合しない²³上、このような丙氏の供述は電話での回答に過ぎないこともあり、当委員会は、当該丙氏の供述を直ちに容れることはできないもの

²³ D1氏は、2021年1月27日の面談時の丙氏の説明内容につき、本件取引に係る甲氏の説明と概ね同様の説明をしていたと述べている。また、仮に同面談において丙氏が当社への発注事実がない旨を述べたとすれば、その点につき、C氏らから甲氏に対する追及がなされて然るべきところであるが、そのような追及がなされたような状況は見当たらない。

と考えた。他方、丙氏がそのように述べる以上、社団法人丙が法人として実在しないことは明らかであると考えられ、また、本件取引の発注者とされる丙氏から具体的な発注内容・発注事実が確認できないという点は、本件取引の実態についての疑義を強めるものであると考えられた。

(4) 本件取引の実態についての当委員会の認定

ア 本件取引は、経済実態を伴うものとは認められない

当委員会の調査において、本件取引の実態、すなわち、誰がどのような目的で発案したのかなど本件取引の真相を解明することは叶わなかったと言わざるを得ない。その原因は、甲氏に増して本件取引に詳しいと考えられる社外関係者2名（乙氏及び丙氏）に対するヒアリングの実施に至らなかったことを含め、第1の5「本件取引の特徴と任意調査の限界（ディスクレマー）」に記載した任意調査の限界にあるものであって、やむを得ないとする。

一方で、当委員会は、前記「客観資料・客観状況から明らかな事実」及び各関係者の供述を踏まえ、本件取引について、会計上、売上計上を許容しうるような経済実態を伴うものとは認められないと判断した。その理由は、大要、以下のとおりである。

まず、社団法人丙が法人として実在しないことは明らかであって、本件取引及び契約の成立に必須となる当事者の一方が存在しない。そのため、当社と社団法人丙との私法上の契約関係が認められず、社団法人丙向けの売上及び売掛金の計上はその前提を欠くことが明らかである。

また、本件取引は、その具体的な内容が曖昧・不明確である上、取引内容や社団法人丙に対する発注主が大きく変遷するなど、明らかに不自然な点が多い。当委員会は、当社に保存されている限りの本件取引の関連資料を閲覧し、甲氏からも直接本件取引の説明を受けたものの、結局、本件取引の内容について、正確に把握し、又はその経済合理性を確認することはできなかった。そもそも甲氏自身、社団法人丙に対する発注主となる大手航空会社の関係者等と面談・遣り取りするなどしたことはないとのことであり、甲氏が本件取引の内容を正確に理解しているかどうかとも疑わしいものと考えられた。また、甲氏によれば、本件取引の内容については、当初、大手航空会社を発注元とする航空機部品の交換技術の開発とされていたものが、廃棄物の不法投棄を抑止するための監視カメラの駆動技術の開発などへと変更することが企図され、これに伴って社団法人丙に対する発注主も変更される予定であるなどと丙氏から説明を受けていたとのことであるが、そのように取引内容自体が根本的に入れ替わることで極めて不自然である。さらに、甲氏が丙氏から説明を受けたという航空機部品の交換技術

の開発から不法投棄抑止の監視カメラの駆動技術の開発への変更に関し、両者で求められる技術水準は異なるものと思われ、追加の開発コストを負担することなく容易に変更できるとは素人視点からしても到底考え難いところである。

さらに、本件取引は、社団法人丙・乙社のいずれとの間においても契約書が取り交わされておらず、かつ、そのプロジェクトの内容を記載した資料や作業内容の詳細を記した仕様書等の資料も存在しない。このような資料は、一定額以上の取引であれば通常は存在するはずの資料であると考えられるが、本件取引は、社団法人丙注文書や乙社への発注書等の極めて簡素な資料のみで処理されている上、これら注文書・発注書等を閲覧しても、当社の受注業務・乙社への外注業務の詳細は何ら記載されておらず、本件取引の具体的な内容を客観的に検証する資料が存在しない。

以上の検討を踏まえ、当委員会は、本件取引につき、経済実態を伴うものとは認められないと考えた。

イ 本件取引による売上計上は、意図的な不正行為とまでは認められない

もともと、甲氏において、本件取引につき売上計上が許容されるような経済実態を伴うものではないことを認識した上で敢えてこれを推し進めたといったような事実は認定できず、甲氏に不正の意図があったとは認められないものと考えた。

すなわち、甲氏は、前記「甲氏の供述内容及びその評価」のとおり、本件取引につき経済実態を伴うものと認識していた旨を述べており、その供述の主要な部分において明らかに不自然な点は見当たらない。また、甲氏及び A 氏は、当時の甲氏の状況につき、売上目標達成等の財務数値に係るプレッシャーを負うような状況にはなかった旨を述べており、このようなプレッシャーによる架空売上の計上の動機等も見当たらない。

さらに、甲氏が外注費として乙社に支払われた金銭を着服したというような事情や、甲氏が外部の者と共謀して本件取引を主導するなどしたという事情も認められず、むしろ甲氏は当社グループからの求めに応じて 2,430 万円を Abit に支払い、自己資金を出捐して本件取引による当社の損失の補填をさせられたのであって、甲氏による着服の疑義等が疑われるような状況にもない。

以上の検討を踏まえ、当委員会は、本件取引による売上計上につき、意図的な不正行為とまでは認められないと考えた。

4 当時の会計処理に係る評価及び影響額

(1) 当時の会計処理に係る評価

本件取引については、当社グループの帳簿上、下表のとおり売上高、外注費及び粗利が計上されている。

しかしながら、前記のとおり社団法人丙が法人として実在せず、社団法人丙との契約関係が成立しないことを踏まえれば、本件取引に係る売上高及び社団法人丙に対する売掛金の計上は認められない。また、乙社に対する支払いについても、当該支出は収益稼得のためのものとは認められないため、外注費として費用計上するのではなく、乙社からの返還を前提として同社に対する債権を計上すべきであったと考えられる。

(単位：千円)

計上期	売上高	外注費	粗利
2019年6月期	20,000	18,000	2,000
2020年6月期	5,000	4,500	500
合計	25,000	22,500	2,500

また、甲氏がAbitに支払った2,430万円については、支払時の2021年6月に、社団法人丙に対する売掛金2,700万円(上記の売上高及び消費税の合計額)の回収額として処理するとともに、未回収となった差額の270万円については貸倒損失として処理されている。

しかしながら、上記のとおり社団法人丙に対する売掛金の計上は認められないため、甲氏の支払額2,430万円については、売掛金の回収ではなく、収益として計上すべきであり、270万円の貸倒損失も発生する余地は無かったものと考えられる。一方で、上記のとおり乙社に対する支払額2,430万円(上記の外注費及び消費税の合計額)を債権として計上すべきであったものの、当該債権2,430万円については、結果的に乙社からの回収が困難と判断された時点で債権の全額に対して貸倒引当金または貸倒損失を計上する必要があったと考えられ、甲氏の支払額に対応する収益と同額の損失が計上され、Abitの損益に与える影響はゼロであったと考えられる。

(2) 当社連結財務諸表に与える影響額

本件取引に係り当社の連結損益計算書に計上された損益の金額は、下表(表中の▲は損失額)のとおり、2019年6月期及び2020年6月期の粗利計上額がそれぞれ200万円及び50万円、2021年6月期の貸倒損失270万円であり、合計で20万円の損失が計上されている。

一方で、上記のとおり、社団法人丙に対する売上及び乙社に対する外注費については、いずれも計上することは認められないとともに、社団法人丙に対する貸倒損失 270 万円についても計上の余地はなく、乙社に対する支払額に係る回収不能額 2,430 万円についても、結果的に同額の甲氏から会社への支払に係る収益と相殺され、本件取引に係り、当社の連結損益計算書上、損益は計上されないことになる。

したがって、現状では過去の当社連結損益計算書上、20 万円損失が過大に計上され、結果として直近の当社の連結利益剰余金が同額過少となっている。

(単位：千円)

計上期	連結 PL 損益計上額	あるべき損益計上額	差額
2019 年 6 月期	2,000	-	2,000
2020 年 6 月期	500	-	500
2021 年 6 月期	▲2,700	-	▲2,700
合計	▲200	-	▲200

5 当委員会において指摘すべきと考えた問題点

当委員会は、本調査を踏まえ、本件取引の実態解明・当社連結財務諸表への影響以外にも、下記の 3 点の問題点を指摘すべきものと考えた。

1 点目は、受注金額 3,000 万円（税抜）の案件に関し、契約書がないのに当社システムへの登録がなされ、かつ、実在しない法人が顧客として登録されたという案件・取引の登録に係る当時の社内審査の杜撰さである。せめて社団法人丙の実在性だけでも事前に確認していれば、本件取引に基づく外注費の支払いや売上の計上を回避できた可能性は否定できない。

2 点目は、甲氏からの 2,430 万円の回収方針に係る事前の検討の不十分さである。

まず、会社の損失・資金流出を早期に補填・回復すべしとの観点から、当時、速やかな金銭回収を最優先として甲氏から金銭を回収したことを全面的に非難することはできないと考えられる。もっとも、甲氏から金銭回収を図るに当たっては、どのような根拠に基づき甲氏に金銭を請求し、支払いを受けるのか、より精緻に事前の検討がなされるべきであったものといえる。仮に甲氏からの金銭回収につき法的根拠が薄弱であるような場合には、甲氏から、Abit に振込まれた金 2,430 万円の返還請求を受けるおそれもあったと考えられるためである。この点、甲氏が署名した支払書（別紙 2 参照）中の「乙社による作業完了状態を確認しないまま支払がなされた」などの記載²⁴に照らせば、C 氏らは、取締役

²⁴ 支払書中の「第 2 取引について、Abalance は、乙社による作業完了状態を確認しないまま（支

の任務懈怠責任に基づく会社に対する損害賠償（会社法第 423 条第 1 項）^[25]として甲氏から支払いを受けることを想定していたものと思われる。しかし、甲氏の取締役としての任務懈怠に該当しうる事由として検討がなされたと思料される記載はこの程度であり、具体的にどのような注意義務及びその違反があったのかなどについて、事前に精緻な検討がなされた形跡は見当たらない。本件議事録においても、甲氏の任務懈怠に該当しうる事由の記述があるが、それも「下請業者の業務履行状況の確認が不十分であったことなどについて、取締役としての責任を否定できない」との抽象的な記載があるのみであるし、しかもこれは甲氏から支払いを受けた後に作成された事後的な資料に過ぎない。

3 点目は、当時の調査結果の取りまとめや本件取引に係る総括が適切に実施されていないと考えられる点である。C 氏らは、当時、甲氏に対するヒアリングのほか、丙氏や乙氏との面談を行うなど、本件取引に係る一定の調査を実施しており、そこで把握された事実は、当委員会が実施した C 氏や D1 氏のヒアリング結果から推察するに、本調査において確認できた事実とそれ程大差ないものであったと考えられる。ところが、当委員会が確認した範囲においては、当時のヒアリング・面談結果を記した議事録等は残されておらず、C 氏らによる調査結果を取りまとめた報告書等の資料も（簡素な記載のみある本件議事録を除き）作成されていなかった。仮にこれら調査結果を記した資料等が当時作成され、保存されていれば、今般、現監査人から本件取引に係る疑義の指摘を受けた際に、これら資料等を提出するなどして、当社内において問題とされた 2021 年時点において把握・整理・処理済みの事案であることを説明すれば足りたものと考えられ、当委員会を設置する必要もなかったものと思われる。

払がなされた金額の一部については乙社より作業報告書の提出がされておらず、作業報告書の提出がなされたものについても内容精査が十分ではなかった)、漫然と、2430 万円を乙社に送金してしまった事実が判明した」、「第 1 取引及び第 2 取引を包括的に解決すべく、当時の発注責任者であり外注責任者でもあり、かつ Abalance の取締役 (IT 事業管掌) であった私が、Abit 株式会社に対し、2021 年 6 月 25 日に、Abit 株式会社指定の下記金融機関口座に 2430 万円を振り込んで支払う」などの記載を指す。

²⁵ 当該損害賠償請求の成否・要件該当性等については、受嘱事項と直接関連しないものと考え、当委員会の意見を述べない。

第3 件外調査の結果

1 件外調査手続の概要

本件取引は、IT 事業及び Abit において、実態のない取引の売上計上が疑われたものであることから、当委員会は、主としてこれと同様の取引の実態のない売上取引の有無について、件外調査を実施した。

件外調査の調査対象とする取引については、本件取引が、作業を社外に外注し、具体的な制作物の納入が無いといった IT ビジネス特有の性質により、その実態に疑義が生じたことから、IT 事業及び Abit における取引のみを調査対象とし、当社のそれ以外の事業における取引について調査対象外とした。

調査手続は、2019年6月期から2025年3月期までの期間に IT 事業及び Abit に計上された売上及び外注費に係り、主に①売上先に対する確認状の送付、②売上計上に係る契約書等の証憑及び売上債権の回収に係る入金履歴の確認、③外注費計上に係る契約書等の証憑及び外注先の作業実績等のデータの確認を行い、取引の実在性を確認した。また、過去の売上債権の滞留状況及び貸倒実績、仕掛品の滞留状況に係る資料を入手し、実在性に疑義のある取引の有無を把握した。

2 各手続の内容

(1) 確認状の送付

2019年6月期から2025年3月期までの売上高合計額が大きい IT 事業及び Abit の取引先上位9社及び甲氏が担当していた取引先1社（前記期間において甲氏担当の取引は本件取引を除くこの1社のみ）の合計10社に対して、当委員会から前記期間の取引高に係る確認状を送付し、10社すべてから回答を入手した。

当該確認状に対する回答によりその実在性が確認された売上取引の金額は、IT 事業及び Abit の前記期間の売上高合計額（連結内部取引及び本件取引を除く）の約83.16%である。

(2) 売上に係る証憑確認

上記の確認状に対する回答によりその実在性が確認された売上取引以外の取引については、年間売上額1,000千円以上の取引があった得意先との取引については、売上計上に係る契約書等の証憑及び売上債権の回収に係る入金履歴を確認した。

その結果、上記の確認状の回答による確認と合わせ IT 事業及び Abit の前記期間の売上高合計額（連結内部取引及び本件取引を除く）の約95.10%の実在性

を確認した。

(3) 外注費に係る証憑確認

前記期間に IT 事業及び Abit で計上された外注費については、1 件あたり 500 千円以上の取引について、契約書等の証憑及び外注先の作業実績等のデータの確認し、その実在性を確認した。

その結果、IT 事業及び Abit の前記期間の外注費計上額の約 81.49% の実在性を確認した。

3 件外調査の結果

上記の調査手続を実施した結果、2019 年 6 月期から 2025 年 3 月期までの期間に計上された IT 事業及び Abit における売上取引については、本件取引以外に取引の実態に疑義のある取引は検出されなかった。

以 上

別 紙 1 : 時系列表

年	月日	事象
2019年	3月28日	甲氏が乙社の見積書を受領 (見積額: 税抜 2,700 万円)
	3月29日	甲氏が財団法人丁の注文書を受領 (発注額: 税抜 3,000 万円)
	4月2日	甲氏が乙社向け発注書を発行 (発注額: 税抜 2,700 万円)
	4月5日	当社から乙社に対し第1回の支払い実施 (支払額: 税抜 1,350 万円、税込 1,458 万円)
	5月30日	甲氏が社団法人丙注文書を受領
	6月30日	当社において、本件取引に係る売上及び外注費計上 (売上高: 2,000 万円、外注費: 1,800 万円、第1回・第2回支払分に対応)
	7月5日	当社から乙社に対し第2回の支払い実施 (支払額: 税抜 450 万円、税込 486 万円)
	7月31日	当社において、本件取引に係る売上及び外注費計上 (売上高: 500 万円、外注費: 450 万円、第3回支払分に対応)
	8月9日	当社から乙社に対し第3回の支払い実施 (支払額: 税抜 450 万円、税込 486 万円)
	8月31日	社団法人丙注文書記載の本件取引の本来の納期
	10月1日	Abit 設立
2020年	8月7日	甲氏が当社経理担当者に対し、「ご依頼の社団法人丙より債権が有効であるという言質をメールでも構わないので取ってほしいということですが」、「発注は有効である という言質はとっているつもり」などとメールを送信
	8月21日	甲氏が Abit 代表取締役を退任し、C氏がこれに就任
	9月28日	前任監査人と社団法人丙・丙氏が面談
	12月29日	社団法人丙・丙氏から甲氏宛に、本件取引に関し 800 万円の請求書を発行するようメールで依頼
2021年	1月5日	甲氏が、当社経理担当者らに対し、社団法人丙・丙氏より 800 万円の請求書を発行してほしい旨のメールを 2020 年 12 月 29 日に受信したとして、同メールを転送
	1月18日	本件取引の売掛金回収のための方針を検討することを目的として、甲氏・C氏らが打合せを実施し、社団法人丙に対し売掛金全額の請求を行う旨の方針を定める

2021年	1月27日	D1氏ら・丙氏が面談し、社団法人丙からの売掛金回収を断念
	2月1日頃	C氏が乙社・乙氏から「様々な状況を鑑み、当該プロジェクトの継続は困難」、「お支払い頂いたものにつきましての返還を含めた調整に入らせて頂きたい」などと記載された「お詫びとお願い」を取得
	2月24日頃	当社・Abitと乙社との間で、乙社がAbitに対し合計2,830万円の支払義務を負うことを承認する旨の「債務承認並びに債務弁済契約公正証書」を取り交わす
	3月31日	上記「債務承認並びに債務弁済契約公正証書」の第1回の支払期日経過（支払予定額：1,600万円）
	4月9日	甲氏が当社（WWB）を退職
	5月20日	C氏がB氏とのメールの遣り取りにおいて、社団法人丙向け売掛金を「架空債権」などと呼称
	6月22日	甲氏が、Abitに2,430万円を支払う旨の支払書に署名
	6月23日	甲氏がAbitに対し2,430万円を支払う
	7月28日	Abit取締役会において、社団法人丙向け売掛金270万円の貸倒損失等を決議

別紙2：「支払書」の記載内容

Abit 株式会社 御中

一 取引内容

1 第1取引

(1) 社団法人丙が、Abalance (株) に対し、lpwa 管理システムプロトタイプ構築作業を、3240 万円 (内消費税相当額 240 万円) で、2019 年 5 月 30 日に、発注。

(2) Abalance (株) における受注責任者は、甲氏 (当時：Abalance (株) 取締役 (IT 事業管掌))

2 第2取引

(1) Abalance (株) は、当該作業を、2019 年 5 月 30 日、乙社に、2916 万円 (内消費税相当額 216 万円) で、発注。

(2) Abalance (株) における外注責任者は、甲氏 (当時：Abalance (株) 取締役 (IT 事業管掌))

(3) Abalance (株) は、2019 年 8 月 9 日までに、乙社に対し、2430 万円 (内消費税相当額 180 万円) を支払済。

二 第2取引について、Abalance は、乙社による作業完了状態を確認しないまま (支払がなされた金額の一部については乙社より作業報告書の提出がされておらず、作業報告書の提出がなされたものについても内容精査が十分ではなかった)、漫然と、2430 万円を乙社に送金してしまった事実が判明したことから、Abalance は乙社に対して、2430 万円の返還を請求する。一方、第1取引については、社団法人丙から Abalance に対する支払が未履行であることが判明した。

三 第1取引及び第2取引における Abalance の事業は、その子会社である Abit 株式会社が承継した。

四 そこで、第1取引及び第2取引を包括的に解決すべく、当時の発注責任者であり外注責任者でもあり、かつ Abalance の取締役 (IT 事業管掌) であった私が、Abit 株式会社に対し、2021 年 6 月 25 日に、Abit 株式会社指定の下記金融機関口座に 2430 万円を振り込んで支払うことを確約する。

…中略…

2021 年 6 月 22 日

…中略…

(氏名) 甲氏

別 紙 3 : 甲氏から提出を受けた取引明細の抜粋

年	月日	振込入金額 (円)	振込人名義
2021年	8月11日	4,050,000	乙氏
	10月11日	300,000	乙氏
	11月11日	50,000	乙氏
	12月2日	50,000	乙氏
	12月10日	400,000	乙氏
	12月29日	50,000	乙氏
	12月30日	950,000	乙氏
2022年	1月31日	100,000	乙氏
	2月25日	500,000	戊社
	2月28日	2,500,000	戊社
	4月1日	3,100,000	戊社
	6月30日	200,000	戊社
	7月13日	200,000	戊社
	7月29日	1,000,000	戊社
	9月2日	1,000,000	戊社
	10月12日	1,000,000	戊社
	11月11日	1,000,000	戊社
	11月30日	200,000	戊社
	12月9日	800,000	戊社
	2023年	1月6日	200,000
1月16日		200,000	戊社
2月2日		200,000	戊社
2月13日		800,000	戊社
2月28日		200,000	戊社
3月10日		800,000	戊社
3月31日		500,000	戊社
4月3日		800,000	戊社
5月12日		900,000	戊社
6月1日		200,000	戊社
6月16日		750,000	戊社
6月30日		200,000	戊社
7月7日		800,000	己社
8月1日		100,000	己社
9月29日		200,000	己社
合計		24,300,000	